

予定価格の事後公表の全面実施について

瑞浪市では、競争入札に付する案件について、入札制度の透明性の確保や公正な競争の促進を図るため、予定価格の事後公表の一部試行を行ってまいりました。これまでの状況を検証した結果、平成26年4月1日以降は予定価格の事後公表を全面実施することとしましたのでお知らせします。

1. 事後公表の対象

一般競争・指名競争に付するすべての入札案件

(ただし、瑞浪市契約審査委員会が予定価格を記載することについて決定したものについては、入札執行通知に予定価格を記載する場合があります。)

2. 実施時期

平成26年4月1日以降に公告または指名通知を行う案件から実施